



金 沢 市 公 報

号外第2号の5

令和5年(2023年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市公文書館条例施行規則の一部を改正する規則	(文書法制課) 1

規 則

金沢市公文書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第1号

金沢市公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公文書館条例施行規則(令和4年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「金沢市公文書館(以下「公文書館」という。)」を「公文書館」に改め、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(来館予約等)

第2条 市長は、金沢市公文書館(以下「公文書館」という。)を休日等(条例第7条に規定する休館日以外の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に来館をしようとする者から、当該来館に係る予約(以下「来館予約」という。)を受け付けるものとする。

2 来館予約は、来館をしようとする休日等の直前の開庁日(月曜日から金曜日までの日のうち、金沢市の休日を定める条例(平成2年条例第1号)第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日を除いた日をいう。以下同じ。)から起算して、4開庁日前までにされたものに限り、受け付けるものとする。

3 市長は、来館予約がある休日等にあつては、条例第6条に規定する開館時間のうち、当該来館予約に係る時間に限り公文書館を開館するものとする。

4 市長は、来館予約がない休日等にあつては、公文書館を臨時に休館するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、令和5年4月1日以後の来館について適用する。

令和5年(2023年)3月23日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄